

いちのせきSDGsパートナー登録制度オリジナルロゴマーク使用ガイドライン

1 はじめに

このガイドラインは、いちのせきSDGsパートナー登録制度実施要綱第4条第3項に規定する、オリジナルロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものです。

2 ロゴマークに関する権利

ロゴマークの著作権等一切の権利は、一関市に帰属します。

3 使用の範囲

ロゴマークは、以下のいずれかに該当する場合にのみ使用することができます。

- (1) 市の登録を受けたいちのせきSDGsパートナーが、いちのせきSDGsパートナーであること、またはSDGsのゴール達成に向けて取り組む活動をPRする目的で使用する場合
- (2) その他、市長がロゴマークの使用を認めた場合

4 使用料

ロゴマークの使用料は無料です。

5 使用期間

ロゴマークの使用期間は、いちのせきSDGsパートナーの登録期間とします。

6 禁止事項

- (1) 別紙「いちのせきSDGsロゴマーク BASIC DESIGN MANUAL」に反する使用をすること
- (2) 法令や公序良俗に反するものに使用すること
- (3) 特定の個人等の売名に使用すること
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること
- (5) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用すること
- (6) 提供する商品やサービスの品質を保証・担保しているかのような印象を与える使用をすること
- (7) 市のイメージや品位を害するおそれがあること等に使用すること

7 使用者の責任

- (1) 使用者がロゴマークの使用により市に損害を与えた場合、市がその賠償を請求することがあります。
- (2) ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに市に報告してください。この場合、自己の責任と負担において対応いただき、市は損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負いません。



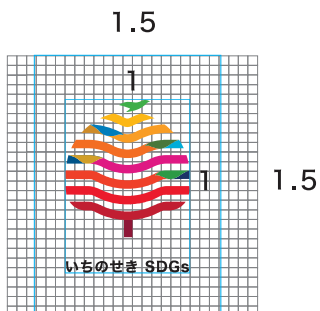
いちのせき SDGs



いちのせき SDGs

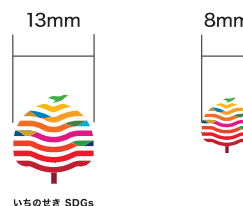
アイソレーション・スペース

印刷物などには、アウトライン化されたデータを使用しますが、写真的処理ができない場合は下の作図法に従って、正確に再現してください。なおシンボルやロゴを他の意匠と併用する場合には、下に示す通りに最小限のアイソレーション（隔離）スペースを確保します。



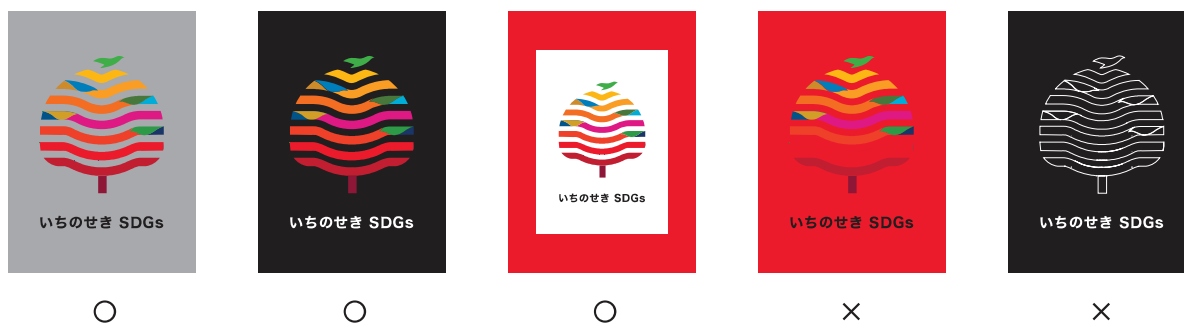
使用サイズ

文字組と合わせて使用する場合、可読性を考慮しそれぞれのパターンで最小サイズを下記の通りとします。欧文組の場合もこれに準じます。



禁則事項

下記の例のように、視認性を著しく損なう背景については、アイソレーションスペースを確保し、シンボルの改変を禁止します。



シンボル・カラー

オフィシャル・シンボルのカラーは原則として、下記に示されたプロセスカラー、特色指定の場合はDICまたはPANTONEに準じ、単色の場合は示された%に従います。

